

小学校通学路への防犯カメラ設置について

東京都は、治安対策事業の一つとして、区市町村が防犯カメラを小学校の通学路に設置する場合に、防犯カメラの整備に係る経費の一部を補助する事業を平成26年度から開始しました。

本市としましては、学校と地域が連携して行う登下校時の見守り活動を補完し、通学路の安全を確保するために東京都の補助金を活用して通学路に防犯カメラを設置することとし、平成26年度から平成28年度までの3年間で全小学校の通学路に設置する予定です。

また、本事業について、八王子市立小学校PTA連合会からも早期設置の要望書を頂きました。

1 事業概要

- ・見守り活動を補完するために、全小学校の通学路に1校当たり5台を目安に防犯カメラを設置します。
- ・防犯カメラを通学路の電柱等に取り付けて、映像を暗号化して、24時間1週間記録し、古い画像は上書きされ消去されます。
- ・通学路防犯カメラには常時見ることのできるモニターはありません。映像を見るためには、専用のパソコンを使用し、防犯カメラ内に録画された映像データを確認します。
- ・防犯カメラの効果としまして、子どもたちの見守り活動の充実や安全確保、住民の安全意識の啓発、犯罪検挙への貢献があり、犯罪抑止効果により地域の治安も良くなると考えています。
- ・通学路防犯カメラの管理は、教育委員会【保健給食課】が行います。
- ・防犯カメラの運用につきましては、要綱や運用基準を定め、映像情報を適切に管理しています。
- ・個人情報保護運営審議会から承認の意見を頂き、無線LAN設備設置に係る協議承諾書を情報セキュリティ総括責任者から得ています。
- ・外部に録画映像を提供する場合は、法令等に基づくとき又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会等を受けたときに限定しています。
- ・事業期間としまして、都の事業期間は平成26~30年度の5年間ですが、八王子市は3年間で全小学校の通学路に設置する予定です。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	計
5 校	32 校	32 校	69 校

2 平成 26 年度

- ・平成 26 年度設置の 5 校には、保護者や町会等の地域の方々と協議していただき、防犯カメラを設置する通学路の候補の場所の 5箇所を記載した地図の作成し、この地図をもとに、八王子警察署と高尾警察署の生活安全課に相談させて頂きました。平成 27 年 3 月には、工事を完了し、25 台の防犯カメラが稼働しています。

3 平成 27 年度の予定

- ・小学校 32 校の通学路に防犯カメラの設置を計画しています。
- ・通学路において、見守り活動を補完するために効果があり、保護者や地域の合意が得られる防犯カメラの設置候補地を記載した地図の提出を依頼しております。
- ・警察やスクールガードリーダー、地域の方々からも防犯情報の提供を受けて、通学路に設置する予定です。
- ・小学校の通学路への設置となります、中学校との連携の中で、中学校からの情報も検討して頂きますようお願いしています。
- ・カメラを設置する場合、地域や権利者との合意が必要であり、合意の得られない場所は設置を見送る場合や場所を変更することになります。
- ・補助要件にあります、見守り体制があり地域との合意が得られていることを確認し、東京都教育庁へ補助事業の申請をする予定です。

4 今後の事業推進に向けて

- ・防犯カメラは、直接、児童を保護出来ないので、更なる見守り活動の充実や児童の危険回避能力の向上が大切と考えています。
- ・各学校で、保護者や地域の関係者等が集まる会合等に、要請が御座いましたら、保健給食課の職員が事業内容を説明に伺うことにしています。平成 26 年度は、2 校で会合に参加させていただきました。そのうち 1 校は、八王子警察署からも、御参加頂きました。
- ・平成 27 年 5 月 1 日付けの八王子市広報で事業を周知させて頂きました。